

令和4年4月1日



研究成果展開事業

大学発新産業創出プログラム（START）

プロジェクト推進型

起業実証支援

ビジネスモデル検証支援

SBIR フェーズ1 支援

大学・エコシステム推進型

スタートアップ・エコシステム形成支援

大学推進型

令和4年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

産学連携展開部

大学等

目次

A.事務処理説明書 共通版との違い	4
I. 委託研究契約の概要	6
1. 用語の解説.....	6
2. 契約締結にあたっての留意事項.....	7
◆ガイドラインへの対応.....	7
◆研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化.....	8
II. 経理・契約事務について	9
1. 直接経費の執行.....	9
◆直接経費の費目間流用.....	9
◆物品の取扱いについて〔新会社への貸与・譲渡等〕.....	10
◆「人件費・謝金」の計上〔直接経費での雇用対象〕.....	11
◆「人件費・謝金」の計上〔謝金の対象者〕.....	12
◆直接経費の執行全般に関する留意事項〔計上不可の経費〕.....	12
◆直接経費の執行全般に関する留意事項〔利益排除〕.....	13
◆直接経費の執行全般に関する留意事項〔利益相反自己申告書〕.....	15
2. 証拠書類の管理について〔収支簿〕.....	16
III. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	17
1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について.....	17
IV. 各種報告書等の提出について	17
1. JSTへの提出物（経理様式）.....	17

令和4年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●名称変更について

令和4年4月1日より、大学発新産業創出プログラム（START）のプログラム名・研究タイプ名は、以下の通り変更となります。

令和3年度	令和4年度
START プロジェクト支援型	START プロジェクト推進型 起業実証支援
START 事業プロモーター支援型	START プロジェクト推進型 事業プロモーター支援
SCORE チーム推進型	START プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援
START プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援	変更なし
START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援	変更なし
SCORE 大学推進型	START 大学・エコシステム推進型 大学推進型

●本補完版の見方について

本補完版は、以下の研究タイプの固有ルールがそれぞれ記載されています。

研究タイプ	アイコン
プロジェクト推進型 起業実証支援	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">プロジェクト推進型</div> <div style="background-color: #0099cc; color: white; padding: 2px;">起業実証支援</div>
プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">プロジェクト推進型</div> <div style="background-color: #ff9933; color: white; padding: 2px;">ビジネスモデル 検証支援</div>
プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">プロジェクト推進型</div> <div style="background-color: #ff9999; color: white; padding: 2px;">SBIR フェーズ1支援</div>
大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援	<div style="background-color: #009933; color: white; padding: 2px;">大学・エコシステム推進型</div> <div style="background-color: #ffcc66; color: white; padding: 2px;">スタートアップ・ エコシステム形成支援</div>
大学・エコシステム推進型 大学推進型	<div style="background-color: #009933; color: white; padding: 2px;">大学・エコシステム推進型</div> <div style="background-color: #ccccff; color: white; padding: 2px;">大学推進型</div>

本文中、「共通版の記載内容」の表の右上に、適用対象となる研究タイプのアイコンが表記されていますので、それぞれ該当する箇所をご参照ください。（表記がない場合は適用されません）

（例）下記の場合、大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援のみに適用される内容です。他の研究タイプには適用されません。

対象となる研究タイプ →

対象：	大学・エコシステム推進型
	スタートアップ・エコシステム形成支援

共通版の記載内容	大学等：

●委託研究契約に係る書類

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

●研究者向けハンドブック

事務処理説明書（共通版、補完版）とは別に、研究活動を進めるにあたり、研究者向けに必要な事務処理等について説明するものです。

○プロジェクト推進型 起業実証支援

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/project_handbook.pdf

○プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/score_handbook.pdf

○プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/sbir-one_handbook.pdf

○大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/su-ecosys_handbook.pdf

○大学・エコシステム推進型 大学推進型

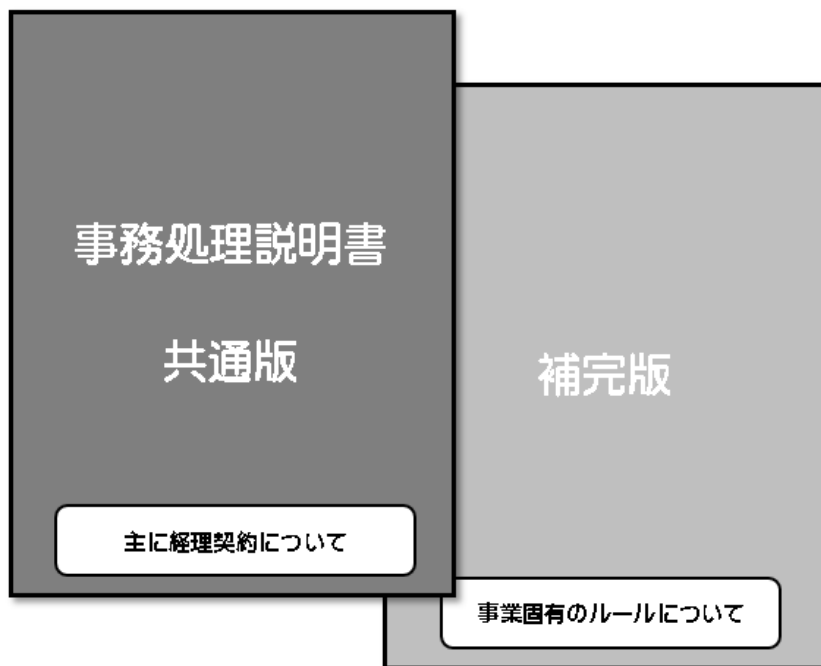
https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/score-u_handbook.pdf

A.事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項番を記載しています。「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
- 補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



- 事務処理説明書 共通版 大学等
 - 事務処理説明書 共通版 企業等
- 本補完版3ページにURLを記載しています。

I. 委託研究契約の概要

1. 用語の解説

対象：	大学・エコシステム推進型	大学・エコシステム推進型
	スタートアップ・エコシステム形成支援	大学推進型

共通版の記載内容	大学等： 5～7ページ
2. 用語の解説 の表	

<大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援>

上記に以下を追加します。

用語	説明
プログラム推進費	起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市のエコシステムの形成・発展等に使用する費用
研究開発費	研究者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人のみ執行可）

<大学・エコシステム推進型 大学推進型>

上記に以下を追加します。

用語	説明
プログラム推進費	主に産学連携部門が起業活動支援プログラムの推進のために使用する費用
研究開発費	研究者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用（大学等のみ執行可）

2. 契約締結にあたっての留意事項

◆ガイドラインへの対応

対象： 大学・エコシステム推進型
スタートアップ・エコシステム形成支援

共通版の記載内容	大学等： 10ページ
「(2) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン対応」全ての箇所	
共通版の記載内容	大学等： 11～12ページ
(3) 体制整備等自己評価チェックリストおよび研究不正行為チェックリストについて	

研究活動を行わない場合、上記(2)は適用しません。

また、上記(3)について、研究活動を行わない場合、「研究不正行為チェックリスト」の提出は不要です。

※研究活動には、アントレプレナーシップ教育等の研究も含まれます。

	ガイドラインへの対応	チェックリストの提出	補足
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン	必要	必要	
研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	必要	必要	研究活動を行う場合
	-	-	研究活動を行わない場合は対象外 (ガイドラインは参考)

◆研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化

対象： **プロジェクト推進型**
起業実証支援

共通版の記載内容	大学等： 13ページ
<p>(9) 研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化</p> <p>本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないように知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。</p>	

上記に以下を追加します。

なお、研究を開始するにあたり、事業プロモーターユニットとの間で、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる覚書・協定書を締結していただきます。

※事業プロモーターユニットとは事業プロモーターが所属する機関等をいいます。

(事業プロモーターとは大学等の技術シーズに対して、効果的・効率的に事業化に向けた研究及び事業化支援を実施しうる事業化ノウハウを持った人材をいいます。)

II. 経理・契約事務について

1. 直接経費の執行

◆直接経費の費目間流用

対象：	大学・エコシステム推進型	大学・エコシステム推進型
	スタートアップ・エコシステム形成支援	大学推進型

共通版の記載内容	大学等： 25ページ
<p>(2) 直接経費の費目間流用</p> <p>本研究の目的に合致することを前提に以下の条件・手続きのもと、直接経費の費目間流用が可能です。<u>なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。</u></p>	

上記の下線部分は以下のとおりとします。

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められません。また、プログラム推進費と研究開発費との間の流用も認められませんので、ご注意ください。

対象：	プロジェクト推進型
	ビジネスモデル 検証支援

共通版の記載内容	大学等： 25～26ページ
<p>(2) 直接経費の費目間流用</p> <p>① JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合</p> <p>各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%（直接経費総額の50%の額が<u>500万円</u>に満たない場合は<u>500万円</u>）を超えないとき （中略）</p> <p>② JSTが本研究の実施上必要であると確認した上で流用が可能な場合</p> <p>各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%および<u>500万円</u>を超えるとき</p>	

上記の下線部分にあてはまる流用額は、100万円となります。

◆物品の取扱いについて [新会社への貸与・譲渡等]

対象：	プロジェクト推進型	プロジェクト推進型	プロジェクト推進型
	起業実証支援	ビジネスモデル 検証支援	SBIR フェーズ1支援
	大学・エコシステム推進型	大学・エコシステム推進型	
	スタートアップ・ エコシステム形成支援	大学推進型	

共通版の記載内容	大学等： 29ページ
<p>(4) 物品の取扱いについて</p> <p>① 物品の種類と所有権の帰属</p> <p>a. 取得物品</p> <p>研究機関が本研究のために直接経費により取得した物品等であり、所有権は研究機関に帰属します。</p> <p>取得物品には、直接経費により調達された消耗品などを含む物品等が全て含まれません。</p>	

上記に以下を追加します。

(プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援については、起業による技術シーズの事業化を目指す場合のみ以下を追加します。)

本研究終了後、本研究の研究成果にて設立された新会社から要望のあった取得物品はその新会社に貸与・譲渡等の便宜を図ってください。ただし、研究機関の規程上、その新会社に貸与又は譲渡できない場合は別途JST課題担当者へご相談ください。

◆「人件費・謝金」の計上〔直接経費での雇用対象〕

対象：	プロジェクト推進型	プロジェクト推進型	プロジェクト推進型
	起業実証支援	ビジネスモデル 検証支援	SBIR フェーズ1支援

共通版の記載内容	大学等： 35ページ
<p>(6) 「人件費・謝金」の計上</p> <p>② 直接経費での雇用対象</p> <p>本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究計画書に研究参加者としての登録がある者。ただし、以下に該当する者の人件費は、原則、直接経費に計上することができません。</p> <p>a. 研究担当者（※）</p> <p>b. 国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者</p> <p>(以下略)</p>	

<プロジェクト推進型 起業実証支援/ビジネスモデル検証支援>

上記に留意事項として以下を追加します。

※大学等で新たに雇用した、ビジネスモデル等を検討する経営者候補等（ビジネスモデル検証支援では事業化プロデューサー等）の人件費も、直接経費の計上対象となります。

<プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1支援>

技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合、上記にc.として以下を追加します。

c. 企業担当者

※企業担当者とは、技術移転先企業を代表して申請書・研究計画書に「企業担当者」として記載されるものをいいます。

◆「人件費・謝金」の計上〔謝金の対象者〕

対象： 大学・エコシステム推進型
スタートアップ・エコシステム形成支援

共通版の記載内容	大学等： 38ページ
<p>(6) 「人件費・謝金」の計上</p> <p>⑤ 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について</p> <p>本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。また、単価基準は研究機関の規程に準じて執行してください。</p> <p>招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。</p> <p><u>ただし、他の研究機関所属の者であっても、同一研究チームの研究参加者として参画している場合は、招待講演等の謝金対象とすることはできません。</u></p>	

上記の下線部分は以下のとおりとします。

ただし、研究計画書に研究参加者としての登録がある者は謝金対象とすることはできません。
 なお、プラットフォーム関係者は全て研究計画書に研究参加者として登録するものとします。

※プラットフォームとは、主幹機関、共同機関、幹事自治体、協力機関で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体をいいます。

◆直接経費の執行全般に関する留意事項〔計上不可の経費〕

対象： プロジェクト推進型
起業実証支援

共通版の記載内容	大学等： 56ページ
<p>(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項</p> <p>① 直接経費として計上できない経費</p>	

上記に以下を追加します。

- ・事業プロモーターユニットへの物品の調達や役務の発注にかかるもの（事業プロモーター活動の一部とみなされますので、研究開発費へ計上できません）

◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [利益排除]



共通版の記載内容	大学等： 58ページ
<p>(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項</p> <p>⑥ 研究チームに参画する研究機関からの調達について</p> <p>チーム内の共同研究企業から物品等の調達を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前にJSTへ相談してください。</p>	

<プロジェクト推進型 起業実証支援 / SBIR フェーズ1支援>

上記の「チーム内の共同研究企業」は、利益排除早見表の調達先に記載の機関（※）が対象となります。これらの機関から調達を行う場合は、以下の点をふまえ、利益排除等の措置を行ってください。

※以下、利益排除早見表の調達先に記載の機関を「対象機関」とします。

- (a) 共通版に記載のとおり、原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積）を行ってください。2者以上（対象機関を含まない）による競争の結果、対象機関の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額（定価等）を指します。
- (b) 合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、以下のとおり対応してください。

- ①原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。
 なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、対象機関の製造部門等の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。
 原価の証拠書類等または製造原価証明書について、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

【 以下はプロジェクト推進型 起業実証支援のみが対象 】

- ②上記の①が困難な場合は、研究機関の利益相反委員会に諮る等により検討いただき、その結果を文書として残し、適切な利益相反マネジメントを実施してください。JST課題担当者が当該文書を確認することがあります。

③事業プロモーターユニットやそのファンドが出資している機関から調達を行う場合において、上述の措置がいずれも困難な場合は、JSTに設置されている「大学発新産業創出プログラム推進委員会」に相談内容を記載した申告書を提出してください。申告書には上述のいずれの措置も困難な理由を明記いただきます。

(c) 1 契約が100万円未満の場合は、利益排除を省略することが可能です。

(d) 「役務」の調達を行う場合は、仕様により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究要素を含まないことが要件となります。

■利益排除早見表

調達先	<プロジェクト推進型 起業実証支援> ・事業プロモーターの所属機関（100%子会社等を含む） ・事業プロモーターユニットやそのファンドが出資している機関		
	<プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援> ・技術移転先企業（100%子会社等を含む） ・参画機関（100%子会社等を含む）		
1 契約の金額 (税込)	100万円以上		100万円未満
調達方法	競争による調達 (入札または相見積) (※1)	競争以外の調達 (合理的な選定理由) (※1)	研究機関の規程に則った調達
利益排除	2者以上(※2)との競争の結果、対象機関からの調達価額が他者の価額以下であれば、利益排除は不要	以下のいずれかの方法による対応が必要(※3) ①製造原価または仕入原価を用いた利益排除 ②研究機関の利益相反委員会に諮る等、利益相反マネジメントを実施 ③JSTに設置されている「大学発新産業創出プログラム推進委員会」に相談内容を記載した申告書を提出	利益排除を省略可

(※1) 原則として、競争による調達（入札または相見積）を行ってください。

(※2) 対象機関は含まない。

(※3) ②③は、プロジェクト推進型 起業実証支援のみが対象です。

①が困難な場合は、②の方法を選択してください。

③は、調達先が事業プロモーターユニットやそのファンドが出資している機関であり、①、②がいずれも困難な場合のみ選択してください。

(※4) 100%子会社等とは、持分比率が連結決算ベースで100%となる子会社・孫会社をいいます。（期中で出資比率が変動する場合は、出資比率変更日以降から、計上方法を変更してください。）

<プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援>

上記「チーム内の共同研究企業」には、事業化プロデューサーおよびその他参画者の所属機関を含むものとしします。

<大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援>

上記「チーム内の共同研究企業」には、協力機関を含むものとしします。

◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [利益相反自己申告書]

対象： **プロジェクト推進型**
起業実証支援

共通版の記載内容	大学等： 56～58ページ
(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項	

上記に⑦として以下を追加します。

⑦ 利益相反自己申告書の提出

利益相反状態について把握し適切に対応するため、JST 課題担当者の求めに応じて別途定める様式に従い利益相反自己申告書を提出いただきます。

2. 証拠書類の管理について [収支簿]

対象：	大学・エコシステム推進型	大学・エコシステム推進型
	スタートアップ・ エコシステム形成支援	大学推進型

共通版の記載内容	大学等： 59ページ
<p>(1) 作成・管理をしていただく経理等関係書類</p> <p>① 収支簿（経理様式2）</p> <p>直接経費の収支を明らかにするため、収支簿を作成し、予算費目毎に収支管理を行っていただく必要があります。</p> <p>収支簿は研究担当者別（委託研究契約単位）に明確に区分してください。</p>	

上記に以下を追加します。

プログラム推進費、研究開発費の収支簿はそれぞれ別表になるように作成してください。

Ⅲ. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

対象： **大学・エコシステム推進型**
スタートアップ・エコシステム形成支援

共通版の記載内容	大学等： 85ページ
1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について	

上記の「1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について」の前に以下を追加します。

研究を実施しない機関についても、公的資金による委託研究費の適正な執行を図るため、以下の内容を準用します。また、個々のプログラムの推進に際してご留意いただくとともに「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出にご対応ください。なお、研究活動（アントレプレナーシップ教育等の研究も含む）を行わない場合、「研究不正行為チェックリスト」の提出は不要です。

Ⅳ. 各種報告書等の提出について

1. JSTへの提出物（経理様式）

対象： **大学・エコシステム推進型** **大学・エコシステム推進型**
スタートアップ・エコシステム形成支援 **大学推進型**

共通版の記載内容	大学等： 94ページ
1. JSTへの提出物（経理様式） の表	

上記に留意事項として以下を追加します。

※プログラム推進費、研究開発費の経理様式1「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」はそれぞれ別表になるように作成してください。